

(別紙)

入札参加停止措置について

No.	対象業者	事案の内容及び入札参加停止の理由	入札参加停止の根拠		入札参加停止期間	登録業種
			橋市工事請負契約等に係る入札参加停止措置要領第2条第1項に基づく別	適用条項		
1	パナソニックEWエンジニアリング(株) 中部支店 支店長 久保 昌範 名古屋市中村区名駅南2-7-55	当該業者は、建設業法第15条第2号の規定に違反して資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していたほか、同法第26条第1項の規定に違反して資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していた。 これらのことについて、令和7年1月31日に当該事業者が、国土交通省近畿地方整備局から監督処分(同法第28条第1項の規定に基づく指示処分及び同条第3項の規定に基づく営業の停止命令)を受けたため。				建設工事 (電気工事、電気通信工事、内装工事、建築工事、消防施設工事) 物品の買入れ・委託業務等 (建物等各種施設管理、機械・器具、通信機器、電気製品、警察用品・消防防災用品、調査委託)
2	パナソニック産機システムズ(株)中部支店 支店長 杉本 佳隆 名古屋市中区丸の内1-17-19	当該業者は、建設業法第26条第1項の規定に違反して資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していた。 これらのことについて、令和7年1月31日に当該事業者が、国土交通省関東地方整備局から監督処分(同法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令)を受けたため。	(建設業法その他の業務関連法令違反行為) 11 建設業法その他の業務に関連する法令に違反し、行政処分を受けたとき。 (1) 本市契約に関するもの 2か月以上6か月以内 (2) (1)以外のもの 1か月以上6か月以内	要領別表第11項第2号	1か月 令和7年3月25日～ 令和7年4月24日	建設工事 (管工事、電気工事) 物品の買入れ・委託業務 (建物等各種施設管理)
3	(株)KANSOテクノス名古屋統括支店 支店長 掛谷 佳道 名古屋市中区東2-27-14	当該業者は、建設業法第15条第2号の規定に違反して資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していたほか、同法第26条第1項及び第2項の規定に違反して資格要件を満たさない者を主任技術者及び監理技術者として工事現場に配置していた。 これらのことについて、令和7年2月4日に当該事業者が、国土交通省近畿地方整備局から監督処分(同法第28条第1項の規定に基づく指示処分及び同条第3項の規定に基づく営業の停止命令)を受けたため。				建設工事 (とび・土工・コンクリート工事、土木工事) コンサル (測量・建設コンサルタント・地質調査) 物品の買入れ・委託業務等 (調査委託、検査・測定)